

特定土砂等の管理、土地の掘削等の規制等に関する法律案概要

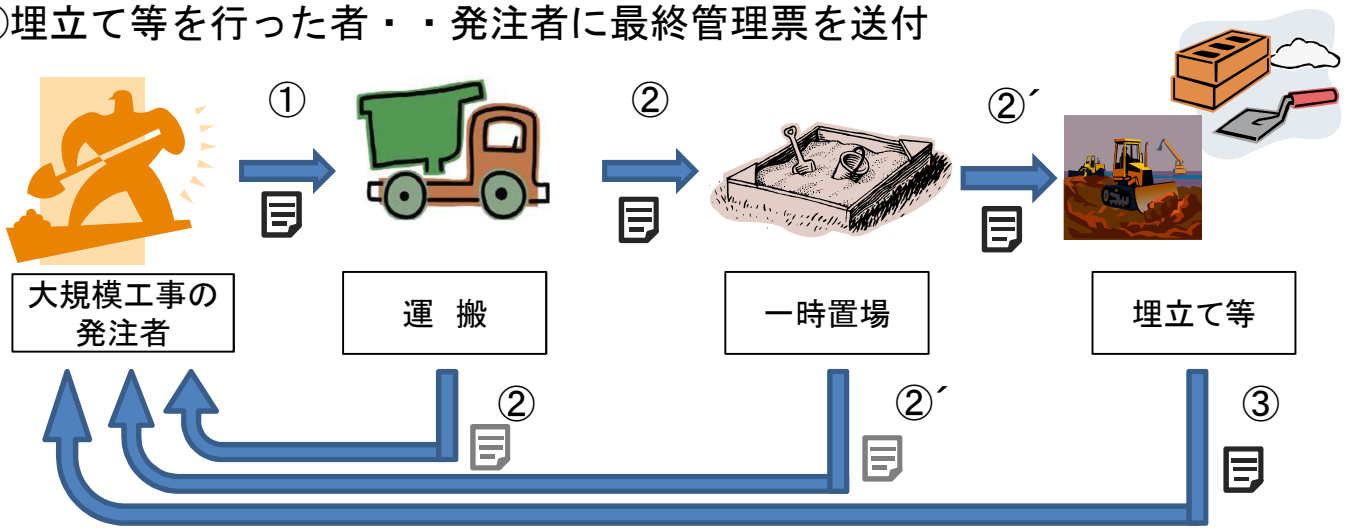
背景

- ・不適切に積み上げられた土砂等が崩壊する事故が度々発生
- ・リニア建設等の大規模工事が予定されるが、発生する土砂等の使途が不透明

大規模工事に係る土砂等の管理

※ 大規模工事 発生する土砂等の見込量が500万m³を超える工事

- ①発注者 土砂等の引渡しに際し、管理票を交付
- ②運搬者等 土砂等の引渡しに際し、管理票を交付
その写しを発注者に送付
- ③埋立て等を行った者 . . . 発注者に最終管理票を送付



土地の掘削等に関する規制

- 土砂の掘削等に関し、政令で技術的基準を規定
- 違反者に対し、都道府県知事の是正命令

土砂等の置場の確保

- 都道府県 . . . 土砂等の置場の確保（努力義務）
- 国 都道府県に対する財政上の援助（努力義務）

検討

土砂等による災害の防止に関する法律の罰金・過料の額について検討

施行期日: 公布の日から6月以内